

「全国森林計画の策定について」

【参 考 資 料】

森林法(抄) [昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号]

(全国森林計画等)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

一 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

二 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

三 造林に関する事項

三の二 間伐及び保育に関する事項

三の三 公益的機能別森林施業(水源のかん養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第四項第二号口において同じ。)を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」という。)の整備に関する事項

四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四の二 森林施業の合理化に関する事項

五 森林の土地の保全に関する事項

六 保安施設に関する事項

七 その他必要な事項

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 全国森林計画は、環境基本法第十五条第一項の規定による環境基本計画と調和するものでなければならない。

5~6 (略)

7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画及び森林整備保全事業計画を変更することができる。

8 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意

見を聴かなければならない。

9 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更するには、閣議の決定を経なければならぬ。

10 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）を環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

附 則

1～15 （略）

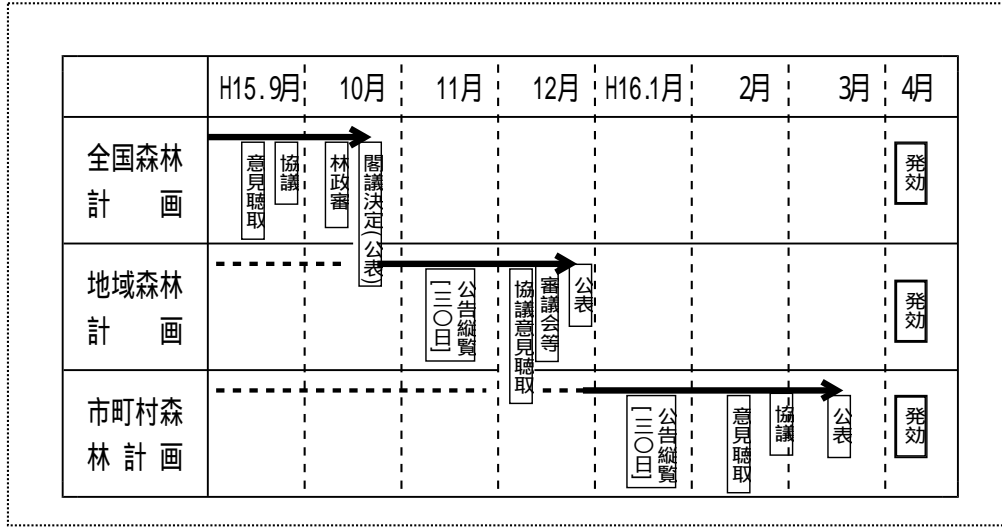
16 財政構造改革特別措置法の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画に引き続く次の全国森林計画（附則第十八項において「新全国森林計画」という。）についての第四条第一項の規定の適用については、同項中「五年ごとに」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画をたてた年から七年後に」とする。

森林法施行令（抄）（昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号）

（全国森林計画）

第二条 法第四条第一項の全国森林計画は、これをたてる年の翌年四月一日から十五年間を計画の期間としてたてるものとする

森林計画の策定スケジュール



森林・林業基本計画の概要

(平成13年10月26日閣議決定)

1. 基本計画の目的

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定。(基本計画の内容については、概ね5年ごとに見直し)

その中で、関係者の森林の整備や保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針とするため、森林の多面的機能の発揮に関する目標及び木材の供給及び利用の目標を設定。

2. 施策の考え方、展開方向

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有しており、森林に対する国民の多様な要請に応えるため、森林の適正な整備・保全、林業の持続的かつ健全な発展、木材の供給・利用の確保を図ることが必要。

木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換するという、森林・林業基本法の理念の実現を図るため、国民の参加と合意を得て、森林・林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し。

個々の森林についての基本的な整備及び保全の方向をわかりやすく示すため、地域合意の下、森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分し、区分に応じた森林整備及び保全を推進。

(1) 多様な森林の整備の推進

森林の多面的機能の発揮に関する目標

(単位 : 面積万ha、蓄積百万m³)

区 分	平成12年	目 標		(指向する状態)	参 考 平成 8 年 森林資源に関 する基本計画 の指向する状態
		平成22年	平成32年		
育成単層林	1,030	1,020	970	(440)	(888)
育成複層林	90	140	230	(870)	(532)
天然生林	1,390	1,350	1,310	(1,200)	(1,102)
合 計	2,510	2,510	2,510	(2,510)	(2,522)
森林の総蓄積	3,930	4,410	4,730	(5,080)	(4,630)
成長量	89	80	69	(58)	(79)

(2) 木材の供給及び利用の確保

供給の目標 (平成 2 2 年)

(単位 : 百万m³)

区 分		実 績 平成11年	目 標 平成22年	参 考 平成32年
合 計		2 0	2 5	3 3
参 考 内 訳	水土保持林	-	1 2	1 5
	森林と人との共生林	-	4	4
	資源の循環利用林	-	9	1 4

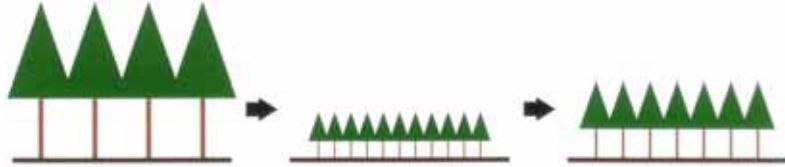
利用の目標 (平成 2 2 年)

(単位 : 百万m³)

用途区分	総需要量	利用量	
	見通し	平成11年	目 標
合 計	1 0 0	2 0	2 5
製材用材	4 1	1 3	1 8
パルプチップ用材	4 1	5	5
合板用材	1 5	0	1
その他	3	1	1

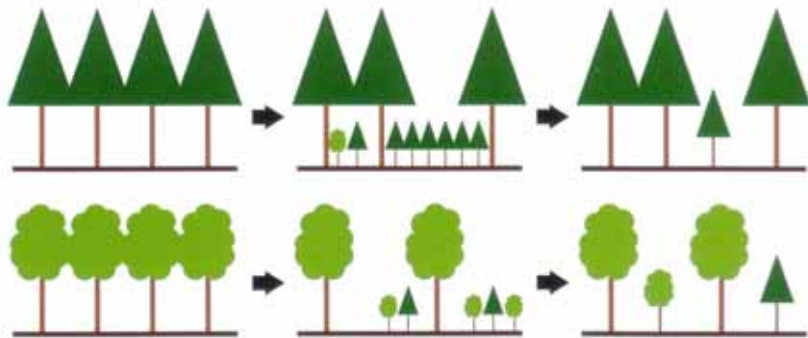
目標とする森林の姿

育成単層林



一定面積の森林を一度に全部伐採し、再植林するもの。

育成複層林



抜き伐り等により部分的に伐採し、人為により更新するもの。

天然生林



主として天然力の活用により保全管理するもの。

望ましい森林への誘導の考え方

森林の区分	望ましい森林への誘導の考え方
水土保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩傾斜に立地し成長量の高い針葉樹単層林について、一伐採面積の縮小やモザイク的な配置に留意し長伐期化を図り、引き続き育成単層林として管理 ・ 上記以外の針葉樹単層林について、育成複層林に誘導 ・ 保安林等継続的な育成管理が必要な森林について、育成複層林に誘導 ・ 荒廃地等植栽が必要な箇所について、単層状態の森林を造成した上で、将来的には育成複層林に誘導
森林と人との共生林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 針葉樹単層林については、育成複層林への誘導を基本とし、里山等の緩傾斜に立地し成長量の高い箇所については、景観等への影響を配慮して、引き続き育成単層林として管理 ・ 優れた自然や景観を構成する森林について、引き続き天然生林として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じ植生の復元を図るなどの保全管理を実施 ・ ふれあいの場等として継続的な育成管理が必要な都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導
資源の循環利用林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長量の高い針葉樹単層林について、育成単層林として管理 ・ 上記以外の針葉樹単層林について、群状又は帯状の抜き伐り等により効率的に育成複層林に誘導 ・ 針葉樹単層林に介在する広葉樹等継続的な育成管理が必要な天然生林について、優良大径木を有する育成複層林に誘導

森林施業の区分整理表

区 分	伐採方法	更新方法		保育等 の有無	定 義 ・ 特 徴 等
		上層	下層		
育成単層林施業 ・ 針葉樹一斉林型 ・ 広葉樹一斉林型	皆 伐 (短伐期)	人工植栽 萌芽更新		有 有	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業 ・ 従来のスギ・ヒノキ等の針葉樹皆伐一斉林施業 ・ クヌギ等の萌芽更新及び芽かき等を行う短伐期施業
育成複層林施業 ・ 上木下木植栽型 ・ 下層天然導入型 ・ 植栽・天然更新補助併用型	非皆伐 (択伐) <small>単木への入での伐採年齢は長期化</small>	人工植栽 人工植栽 天然更新	人工植栽 天然更新 人工植栽 天然更新 (更新補助有)	有 有 有 有	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業の関係上一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持する施業 ・ 上木下木とも人工植栽による従来の複層林施業 ・ 人工植栽地における天然広葉樹等との混交林施業 ・ 景観形成や里山林等の整備のため、花木の植栽・保育や密生した灌木などの除間伐を行う施業 ・ 天然林を択伐等により部分的に伐採し、その後更新補助作業及び除間伐等保育作業を行う施業
天然生林施業	非皆伐	天然更新		無	主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。 ・ 基本的に自然の推移に任せる施業(森林を維持するため、病虫害等への保護対策や状況により地表のかきおこし、刈り払い等の更新補助を行う場合もある。)

計画面積と実績の比較

区 分		現行計画(A)	実績(B)	B / A
伐採立木材積	総数(万m ³ /年)	3,064	2,576	84%
	主伐(万m ³ /年)	1,771	1,505	85%
	間伐(万m ³ /年)	1,294	1,071	83%
造林面積	人工造林(千ha/年)	56	39	70%
	天然更新(千ha/年)	90	75	83%
林道開設量(千km/年)		3.1	2.5	81%
保安林の指定面積	総数(千ha/年)	111	105	95%
	水源かん養(千ha/年)	70	68	97%
	災害防備(千ha/年)	30	24	80%
	保健、風致の保存等(千ha/年)	11	13	118%
保安施設事業	保安林の整備(千ha/年)	39.6	29.7	75%
	保全施設(箇所数/年)	25.6	22.6	88%

(注) 実績のうち、保安林の指定面積はH9～H14年度の6年間の年平均、その他はH9～H13年度の5年間の年平均を計上

全国森林計画の計画面積の年度ごとの進捗は、例えば、伐採立木材積については、計画期間である15年間の齢級構成の推移(資源の成熟化)に応じて伐採対象森林が徐々に増加することから、計画期間の前半より後半の方が大きい、いわば右肩上がりになることを想定しているなど、計画期間内で一律とはなっていない。

このため、計画期間前半の実績値と計画期間全体の計画面積とを単純に比較することはできないことに注意することが必要。